

平成 18 年 4 月 28 日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅における特定施設  
入居者生活介護等の法定代理受領サービスの利用等について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚  
く御礼申し上げます。

さて、平成 18 年 4 月 28 日付けにて、標記の事務連絡を発出し  
ましたので、情報提供させていただきます。

厚生労働省老健局振興課

法令係

電話 03-5253-1111

(内線 3937)

事 務 連 絡  
平成18年4月28日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅における特定施設  
入居者生活介護等の法定代理受領サービスの利用等について

特定施設入居者生活介護等（特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）における法定代理受領サービスの利用については、「介護保険法施行規則」（平成11年厚生省令第36号）、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準」という。）、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着サービス基準」という。）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防サービス基準」という。）並びに「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）及び「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）において、入居者の同意をもって法定代理受領サービスの利用が可能となる旨等を示しているところであるが、同意に係る書類の市町村等への提出等の取扱いは別途通知することとされているところ、今般、その取扱い等を下記のとおり定めたので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、「有料老人ホームにおける特定施設入所者生活介護の法定代理受領サービスの利用等について」（平成12年3月31日厚生省老人保健福祉局老人福祉振興課事務連絡。以下「旧事務連絡」という。）は廃止する。

なお、旧事務連絡を参考に既に国民健康保険団体連合会に提出されているものについては、本事務連絡を参考に提出されたものとして取り扱って差し支えない旨を申し添える。

## 記

### 1 法定代理受領サービスに係る同意書類の取扱い

法定代理受領サービスの利用に関する入居者の同意に係る書類の市町村又は国民健康保険団体連合会への提出については、別紙のとおり取り扱う。

なお、事業者は、入居者の同意が適切に記録されるよう、入居者の同意を得た場合には、入居者ごとに同意書を作成するとともに、当該同意書を、指定特定施設入居者生活介護等の提供に関する諸記録として保存しなければならないことに留意されたい。

### 2 償還払いによる場合の取扱い

法定代理受領サービスの利用について、入居者の同意がない場合は、入居者が利用料の全額を事業者を支払ってから介護保険の給付を受ける「償還払い方式」によることとなり、この場合、事業者は、入居者に対し領収証（介護保険法第41条第8項（同法第42条の2第9項及び第53条第7項において準用する場合を含む。））及びサービス提供証明書（居宅サービス基準第192条及び第192条の12において準用する同令第21条、地域密着サービス基準第129条において準用する同令第22条並びに介護予防サービス基準第245条及び第262条において準用する同令第21条）を交付することが必要であるので留意されたい。

(別 紙)

特定施設入居者生活介護等の法定代理受領に係る同意書類の提出について

- 特定施設入居者生活介護等の法定代理受領については、市町村（当該市町村が審査支払いを国民健康保険団体連合会に委託している場合には当該国民健康保険団体連合会）に対し、代理受領について被保険者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類（同意書類）が提出されていることが要件とされている。その手続は以下のとおり。

#### 1. 提出時期

要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）を受けて指定特定施設入居者生活介護等の利用を開始した入居者のうち、法定代理受領に同意している者について、当該利用開始月の介護給付費請求書等の提出に併せて、翌月10日までに同意書類を提出する。

なお、要介護認定を受けていない入居者等、介護給付費の請求に関係のない者について併せて同意書類を提出しても、その部分については無効である。

#### 2. 提出方法

同意書類は、介護給付費請求を電子媒体又は書面のいずれで行う場合であっても、書面により、保険者である市町村（当該市町村が審査支払いを国民健康保険団体連合会に委託している場合には当該国民健康保険団体連合会）に提出する。

#### 3. 提出回数

同意書類は、一度提出すれば、要介護認定が更新された場合等であっても、その後の提出は不要である。

なお、入居者が他の有料老人ホーム又は適合高齢者専用賃貸住宅（以下「有料老人ホーム等」という。）に異動した場合は、異動先の有料老人ホーム等で新たに提出することとなる。

#### 4. 記載事項及び添付書類

提出書類の記載事項及び添付書類は以下のとおりである。提出書類は別紙様式1によること。また、③（同意書）は別紙様式2によることを基本とするが、記載事項を満たす限りにおいて、これによらないことも可能である。

- ① 事業者名、事業所名称、事業所番号、所在地及び連絡先電話番号
- ② 代理受領の同意を得た旨、同意を得た入居者の氏名、保険者番号及び被保険者番号
- ③ 個々の入居者の同意書の写し（別添として添付。原本は事業者が保存。）

同意書の記載事項は以下のとおり。

- ア 同意年月日
- イ 入居者の記名押印又は署名
- ウ ①の事業者による代理受領に入居者が同意する旨
- エ 同意の日が特定施設入居者生活介護等の利用開始後である場合には、いずれの日以降分の保険給付の法定代理受領に同意するかを明示すること。

#### 5. 同意が撤回された場合の取扱い

同意が撤回された場合には、その旨の書類の提出が必要である。

当該書類を提出していない場合、入居者が償還払い方式により直接市町村に介護給付費を請求しても、支払いは行われぬ。

当該書類の記載事項は、前記4の例による。



(別紙様式2)

法定代理受領サービスに関する同意書

私は、(有料老人ホーム・適合高齢者専用賃貸住宅)「〇〇〇〇」(事業所番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。以下「事業者」という。)が私に対して提供する指定特定施設入居者生活介護等(特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)について、介護保険法第41条第6項、第42条の2第6項及び第53条第4項の規定に基づき、事業者が私に代わって介護保険の保険給付(居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び介護予防サービス費)の支払いを受けることに同意します。

年 月 日

氏 名 : 〇〇 〇〇 印

保険者番号 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

被保険者番号 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

---

(注) 同意の日が特定施設入居者生活介護等の利用開始後である場合は、本文中「介護保険の保険給付」を「〇年〇月〇日以降分の介護保険の保険給付」と記載すること。